

介護サービス事業者の業務管理体制整備に係るQ & A

1 業務管理体制の整備に関すること

(問1) 法人グループ全体の業務管理体制が整っていることを条件に、A法人の法令遵守責任者として、同じグループであるB法人の職員を選任することはできるか。

(答) 業務管理体制は事業者自らが法人形態等に見合った合理的な体制を整備することが必要であり、法令遵守責任者の選任に当たって資格要件等を求めているが、法令遵守責任者は事業者内部の法令等遵守を徹底することができる者が選任されることを想定している。(グループを構成する個々の事業者内部における権限行使が想定されることから、何ら権限を有しない他の法人職員が法令遵守責任者に選任されることは想定していない。)

(問2) 業務管理体制の具体的な内容は、法人において定めることとなっているが、求められる体制、実施すべき内容を明確にしないと実効性がないのではないか。

(それらが明確になっていないと、法令遵守責任者を選任し届出があった事業者に対し、届出内容の検査を行う場合、法令遵守責任者の業務内容に踏み込むことが困難となる。)

(答) 業務管理体制の整備は介護サービス事業者に課せられた義務である。事業者自らが事業の形態・規模等を考慮し個々の事業者に見合った実効性のある法令等を遵守する体制を整備(運用)させる仕組みである。

行政は、事業者の取り組みについて確認し、問題点が認められた場合には、事業者自らが業務管理体制の改善を図り、法令等の遵守に取り組まれるよう意識づけを行うことが重要である。

(問3) 地方公共団体が「介護保険法上の指定の申請主体」として指定を受けた指定管理者制度を活用し運営される事業所・施設について、業務管理体制を、地方公共団体及び指定管理者どちらも整備することで差し支えないか。

(答) 法第115条の32において、業務管理体制の整備及びその届出を行う主体は「介護サービス事業者」とされ、具体的には、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は除く。)等について

はそれぞれのサービスの事業者、地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設についてはその開設者とされていることから、「地方公共団体が設置する介護サービス提供施設における指定管理者制度の取扱いについて」（平成19年3月30日付け老計発第0330006号・老振発第0330002号・老老発第0330004号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）1（2）①、②及び③において介護保険法上指定若しくは許可の申請を行うべきとされている者が、業務管理体制の整備及びその届出を行うものである。

なお、地方公共団体が業務管理体制の整備及び届出を行う場合であっても、同通知2の趣旨を踏まえると、地方公共団体は、当該施設の管理運営にかかる責任を有する者として、指定管理者においても適切な業務管理が行われるよう、条例や指定管理者との間で締結する協定等により、必要な措置を講ずることが望ましい。

（問4）指定管理者制度を採用している事業所等の指定管理者である法人の職員は、地方公共団体の直接の職員ではないが、法第115条の33第1項の規定における「当該介護サービス事業者の従業者」に該当するか否か。

（答）老人デイサービスセンターの指定管理者が利用料金制を採用するなど、指定管理者が、介護保険法第115条の32第1項に規定する「介護サービス事業者」である場合については、指定管理者である法人の職員は「介護サービス事業者の従業者」に該当するものである。

地方公共団体が、介護保険法第115条の32第1項に規定する「介護サービス事業者」である場合については、指定管理者である法人の職員は「介護サービス事業者の従業者」には該当しないものである。

2 業務管理体制の整備に係る届出に関すること

(問1) A市内に所在する指定地域密着型サービス事業者（A市内のみで事業展開している事業者）をA市の同意を得てB市も指定している場合の業務管理体制の整備の届出は、A市及びB市の両市に行くことになるのか。

(答) 事業者が所在するA市のみ届出ることとなる。

(問2) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会は、全国に事業所がある法人だが、事業所指定は都道府県支部名で行っている。この場合、事業者監督権者は厚生労働大臣か都道府県知事となるのか。

(答) 厚生労働大臣となる。

事業者が同一事業者であるかどうかの判断は事業所の指定申請者にかかわらず、事業者の設立形態により判断されたい。

(問3) 法令遵守規程に変更が生じた場合において届出は必要か。また、その場合において提出期限はあるのか。

(答) 届出事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を当該届出を行った者に届け出なければならない（法第115条の3第3項）。

ただし、届出事項は省令により「規程の概要」としているため、字句の修正等、業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更についての届出は必要ない。

(問4) 事業者（法人）番号の付番について、政令指定都市は市のコード番号とは別に各行政区のコード番号があるが、下記について、どちらの番号で付番すればよいのか。

- 第4～6桁：事業者基本番号の付番行政番号
- 第15～17桁：現在所管番号の市区町村番号

(答) 事業者(法人)番号に用いる全国地方公共団体コードについては、市のコード番号を使用することとし、指定都市の行政区のコード番号は使用しないこととする。

(問5) 本県においては、本庁及び各出先機関で届出の受付を行うこととしているが、その際、事業者(法人)番号を本庁受付分は0001から、出先機関受付分は0500からとすることは可能か。事業者(法人)番号は連番でなければいけないのか。

(答) 事業者(法人)番号は必ずしも連番である必要はないため、可能である。

(問6) 本県においては、介護サービス事業者に対し、今後、業務管理体制の届出について通知することを予定しているが、その際、事務の効率化の観点から、あらかじめ事業者(法人)番号を付番して通知したいと考えているが問題はないか。

(答) 「業務管理体制の整備に伴う届出業務に関する事務処理等について」(平成21年3月30日付事務連絡)に基づき、届出内容、届出行政機関が正しいことを確認した上で、事業者(法人)番号を付与し、併せて事業者に対し情報提供することが望ましいと考えている。

しかしながら、多数の事業者を所管する自治体においては、あらかじめ事業者(法人)番号を付番した上で事業者に届出を促すことは、効率的な事務処理を確保する観点から、それを否定するものではない。

ただし、以下の点について十分に留意の上進められたい。

- (1) 届出管理表と所管行政機関が異なっていた場合には、事業者に対し適切に説明を行ったうえで、正しい届出先を助言するなど、事業者に無用な混乱を生じさせないようにすること。
- (2) あらかじめ付番した事業者(法人)番号に変更が生じる場合(例:主たる事務所が県内移転していたなど)には、事業者に対し正しい事業者(法人)番号を確実に情報提供すること。
- (3) 上記変更について、適正に届出管理表に反映させること。

(問7) 市町村が地域密着型サービス事業を行う事業所の指定・監督権限を広域連合に委任している場合、業務管理体制の監督権者も広域連合となるのか。

監督権者が広域連合となる場合には、届出受理も広域連合で行うこととなるが、その際の事業者(法人)番号の中の付番行政番号の4~6桁は、広域連合のコード番号となるのか。

(答)

1. 業務管理体制の監督権者は、地域密着型サービス事業を行う事業所の指定・

監督権限の有無に関わらず、地域密着型サービス事業のみを同一県内の

① 1つの市町村において行う介護サービス事業者については市町村長、

②複数の市町村において行う介護サービス事業者については都道府県知事、となる。

ただし、市町村長が業務管理体制の監督権限を広域連合に委任することを妨げるものではないので、業務管理体制の監督権者と事業所の指定・監督権者の関係を十分に考慮し、より効率的な監督体制となる場合には、広域連合を監督権者とすることも考えられる。

2. なお、広域連合が監督権者となる場合にも、事業者（法人）番号については、平成21年10月以降に稼働する業務管理体制に関する事業者管理システムのデータ処理上広域連合コードは使用しないため、委任元の市町村のコード番号を付番されたい。

(問8) 本県では、所管の介護サービス事業者からの届出について、事業者の主たる事務所の所在地の出先機関において届出を受け付けることを考えている。

国においては、2つの地方厚生局管轄区域に事業所等が所在している場合、事業所等の数の多い地方厚生局へ届け出ることとしているが、本県の受付方法について問題はないか。

(答) 貴県に届出すべき介護サービス事業者の届出先について、県内のどこの出先機関で受け付けるかは、貴県の裁量により決定して差し支えない。

なお、介護サービス事業者が混乱しないよう、届出先を適切に周知願いたい。

(問9) 訪問介護における出張所等（いわゆる「サテライト事業所」）も1事業所として数えるのか。

(答) サテライト事業所は、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等として、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号）により、本体事業所に含めて指定することができる」とされている。

したがって、サテライト事業所は、整備すべき業務管理体制の基準となる「指定等を受けている事業所等」の数には含まれない。

3 業務管理体制の確認検査関すること

(1) 一般検査について

(問1) 一般検査については定期的に実施とあるが、どのように実施するのか。指定事業所に対する監査結果により、業務管理体制の検査が必要と認められる場合に行えばよいと考えるが如何。

(答) 国においては、当面一事業者に対し概ね6年に1回程度は届出内容と体制の整備・運用状況を確認するために報告を求めることを考えている。

一般検査では事業者自らが業務管理体制の整備・運用に取り込まれるよう報告を求めるものであり、直ちに法人本部等への立入検査を実施し業務管理体制の不備・問題点を検証することは考えていない。

定期的な実施をどのように考えるかは各都道府県・市町村の判断であるが、一般検査についてはその趣旨を理解の上、実施するよう努められたい。

報告の徴収等の実施方法については、指定事業所と同一所在地にある法人本部等については、指定事業所の実地指導時を活用すること等が考えられるが、このような場合は実地指導と業務管理体制の一般検査とを明確に区分するよう工夫されたい。

(問2) 指定事業所に対する改善勧告等の処分案件についても、一般検査の一環として立入検査を実施すべきではないか。また、このような場合、法に位置づけられている「連絡調整及び援助」事務として、国や他の都道府県へ情報提供する必要があると考えるが如何。

(答) 一般検査は、届出内容と体制の整備・運用状況を確認することを主な目的としており、指定事業所に対する改善勧告等の処分が発生した場合については、対象としていないところ。

なお、必要に応じて法人本部等への立入検査を実施する場合には、一般検査、特別検査の区分にかかわらず関係部署と十分な連携を図られたい。

(2) 特別検査・立入検査について

(問1) 特別検査は、実態として「事業者」と「事業所」の区分がしがたい小規模事業者で、事業所の監査において組織的な不正が行われていた事実が判明した場合にも、同様の手続きを必要とするのか。

(答) 小規模事業者で指定事業所の監査により業務管理体制の整備・運用状況や不正事案への組織的な関与の有無が検証できた場合には、業務管理体制に係

る特別検査も併せて実施する旨告知することにより特別検査を実施したものと
して差し支えない。

ただし、小規模事業者であっても都道府県をまたいでの事業展開等、指定事
業所等の指定等権限を有する指導監督権者と業務管理体制の監督権者が異なる
場合については、業務管理体制の監督権者（部署）と連携し調整されたい。

（問２）特別検査については、指定取消処分を行った場合には必ず実施する必要
があるのか。いわゆる連座制の適用の可否については特別検査が必須とな
るのか。

（答）連座制の適用にあたっては、その適用要件である指定事業所の不正事案への
組織的関与の有無について業務管理体制に係る特別検査を実施し確認する必要
がある。

ただし、例えば、複数の指定事業所と同一所在地に法人本部がある小規模事
業者の場合など、指定事業所の監査により業務管理体制の整備・運用状況や不
正事案に対する組織的な関与の有無が検証できた場合には、業務管理体制に係
る特別検査も併せて実施する旨告知することにより特別検査を実施したもの
として差し支えない。

なお、小規模事業者であっても都道府県をまたいでの事業展開等、指定事業
所等の指定等権限を有する指導監督権者と業務管理体制の監督権者が異なる場
合については、業務管理体制の監督権者（部署）と連携し調整されたい。

（問３）これまで、不正事案が組織的に行われていたかどうかについては、関係
者への事実確認のみであったが、本部等への立入検査が可能となったこと
によって、法人の総勘定元帳や会計伝票などの会計書類、内部周知文書等
の閲覧や提出を求めることは可能となると理解してよいか。

（答）業務管理体制の整備は介護サービス事業者に義務が課せられたものであるこ
とから、まずは、事業者自らに解明させ、報告を受けるべきものと考えている。

なお、本部等への立入検査に際し、関係書類等の閲覧等を求めることは可能
である。

ただし、検査において閲覧、提出を求める書類等は真に必要なものに限定す
るよう留意されたい。

(問4) 二以上の都道府県にまたがって事業所を展開している事業者が運営する事業所における不正請求等による指定取消事案について、都道府県が処分を行う場合には、併せて、厚生労働省（地方厚生局）が業務管理体制に関する勧告を行うという場合も想定されるが、この場合は、地方厚生局が調整会議の召集などの調整業務を担うこととなると理解してよいか。

(答) 貴見のとおり。

国（厚生労働本省又は各地方厚生局）が調整会議の開催等、連絡調整を行う。